

秋田県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

令和5年8月15日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	大曲横手線	横手市上境字大上境386番から390番まで	9.00～17.00	0.325
	新	大曲横手線	横手市上境字大上境98番1から16番3まで	12.00～20.70	0.325

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 横手市旭川一丁目3番41号 秋田県平鹿地域振興局建設部用地課

(2) 期間 令和5年8月15日（火）から同月29日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）